

資 料 編

資料編目次

(1)	温室効果ガス排出量の算定方法	1
(2)	環境関連用語集	5
(3)	令和8年度環境省重点施策（抜粋）	17

(1) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量算定方法は、原則として「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」(令和7年4月1日施行)及び「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」(令和7年3月 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室)(以下、「マニュアル」と表記)に準拠します。

排出要因別の排出量算定方法及び排出係数等を表1-1～表1-7に示します。なお、以下では2025年3月時点で糸満市役所所管施設及び公用車で使用されている燃料種類に絞って算定方法を記述しています。

表1-1 施設で使用するエネルギーを起源とする温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因		算定方法及び基礎データ出典
CO ₂	電力	年間電力使用量(a) × CO ₂ 排出係数(表1-4) [出典] a. 各所管課資料(単位:kWh/年)
CO ₂	A重油、灯油、ガソリン、軽油	年間燃料使用量(a) × CO ₂ 排出係数(表1-5) [出典] a. 各所管課資料(単位:L/年)
CO ₂	LPG	年間LPG使用量(a) × CO ₂ 排出係数(表1-5) なお、LPG使用量が各所管課資料(単位:m ³ /年)で把握されている場合は、換算係数1000/458(kg/m ³)を使用してkg/年単位に換算する。 [出典] a. 各所管課資料(単位:m ³ /年)
CH ₄ N ₂ O	LPG(家庭用機器、ガス機関における燃料)の使用	年間LPG使用量(a) × CH ₄ ・N ₂ O排出係数(表1-5) なお、LPG使用量が各所管課資料(単位:m ³ /年)で把握されている場合は、換算係数1000/458(kg/m ³)を使用してkg/年単位に換算する。 [出典] a. 各所管課資料(単位:m ³ /年)

※ 各温室効果ガスの総排出量は上表による各施設の排出量の合計値とします。

表1-2 公用車の使用に伴う温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因		算定方法及び基礎データ出典
CO ₂	燃料(ガソリン、軽油)の使用	年間燃料使用量(a) × CO ₂ 排出係数(表1-5) [出典] a. 各所管課資料(単位:L/年)
CH ₄ N ₂ O	公用車の走行	年間車種別走行距離(a) × CH ₄ ・N ₂ O排出係数(表1-5) × 地球温暖化係数(表1-6) [出典] a. 各所管課資料(単位:km/年)
HFC -134a	カーエアコンからの漏出	保有台数(a) × HFC排出係数(表1-5) × 地球温暖化係数(表1-6) [出典] a. 各所管課資料(単位:台)

※ 各温室効果ガスの総排出量は上表による各公用車の排出量の合計値とします。

表 1-3 排水処理に伴う温室効果ガス排出量の算定方法

排出要因	算定方法及び基礎データ出典
下水道終末処理場及びし尿処理施設の排水処理に伴う CH ₄ 及び N ₂ O 排出	年間下水処理量 (a) × CH ₄ ・N ₂ O 排出係数 (表 1-5) × 地球温暖化係数 (表 1-6) [出典] a. 各所管課資料 (単位 : m ³ /年)
浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う CH ₄ 及び N ₂ O 排出	浄化槽処理対象人員 (a) × CH ₄ ・N ₂ O 排出係数 (表 1-5) × 地球温暖化係数 (表 1-6) [出典] a. 各所管課資料 (単位 : 人)

※ 各温室効果ガスの総排出量は上表による各施設の排出量の合計値とします。

● 電力排出係数について

糸満市では 2025 年 3 月まで使用している電力のほとんどは沖縄電力から購入し、一部沖縄ガスニューパワーから購入しています。したがって本計画では表 1-4 に示した沖縄電力と沖縄ガスニューパワーの排出係数を用い、各年度における排出量を算出しています。

なお、第 2 次計画までは算定を実施する年度の排出係数はその年度の実績値を用いていましたが、第 3 次計画からは前年度の実績値を用いることとしました。(「マニュアル」14~15 頁参照)。

表 1-4 電力の使用に伴う温室効果ガス排出係数

算定を実施する年度	排出係数 沖縄電力 (単位 : t-CO ₂ /kWh)	排出係数 沖縄ガスニューパワー (単位 : t-CO ₂ /kWh)	排出係数の実績年度
2015	0.000816	–	2014
2016	0.000802	–	2015
2017	0.000799	–	2016
2018	0.000786	–	2017
2019	0.000786	–	2018
2020	0.000810	–	2019
2021	0.000737	–	2020
2022	0.000717	–	2021
2023	0.000710	–	2022
2024	0.000644	0.000452	2023

出典 「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト(環境省)」

表 1-5 その他の温室効果ガス排出係数 (2025年3月現在)

排出区分		単位 ^{※1}	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC-134a
燃料 ^{※2}	A 重油	kg-GHG/L	2.71	—	—	—
	LPG	kg-GHG/kg	3.00	0.0027(ガス) 0.00023(家庭)	0.000031(ガス) 0.000046(家庭)	—
	灯油	kg-GHG/L	2.49	—	—	—
	ガソリン	kg-GHG/L	2.32	—	—	—
	軽油	kg-GHG/L	2.58	—	—	—
公用車及び船舶の使用	普通・小型乗用車 (定員 10名以下)	kg-GHG/km	—	0.000010	0.000029	—
	普通・小型乗用車 (定員 11名以上)	kg-GHG/km	—	0.000035	0.000041	—
	軽乗用車	kg-GHG/km	—	0.000010	0.000022	—
	普通貨物車	kg-GHG/km	—	0.000035	0.000039	—
	小型貨物車	kg-GHG/km	—	0.000015	0.000026	—
	軽貨物車	kg-GHG/km	—	0.000011	0.000022	—
	普通・小型・軽特殊用途車	kg-GHG/km	—	0.000035	0.000035	—
軽油自動車	普通・小型乗用車 (定員 10名以下)	kg-GHG/km	—	0.000020	0.000007	—
	普通・小型乗用車 (定員 11名以上)	kg-GHG/km	—	0.000017	0.000025	—
	普通貨物車	kg-GHG/km	—	0.000015	0.000014	—
	小型貨物車	kg-GHG/km	—	0.0000076	0.000009	—
	普通・小型特殊用途車	kg-GHG/km	—	0.000013	0.000025	—
	カーエアコンから漏出	kg-GHG/台・年	—	—	—	0.01
排出区分		単位 ^{※1}	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC-134a
排水処理	終末処理場	kg-GHG/m ³	—	0.00088	0.00016	—
	し尿処理施設	kg-GHG/m ³	—	0.038	0.00093	—
	浄化槽	kg-GHG/人	—	0.59	0.023	—

出典 「マニュアル」

※1 GHG (Green House Gas) は温室効果ガスを表します。

※2 燃料の CO₂ 排出係数は、出典（表 1-7 参照）にならい、単位発熱量×炭素排出係数×44÷12 により算出し、概数処理を行わないものとします。（上表では便宜的に有効桁数 3 桁にて表示しています。）

表 1-6 温室効果ガスの地球温暖化係数（2025年3月現在）

項目	単位	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC-134a
地球温暖化係数	CO ₂ /GHG	1	28	265	1300

出典 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（令和7年4月1日施行）及び「マニュアル」

※ 地球温暖化係数は今後変更される可能性がありますが、その場合も変更前の係数を用いて算出した温室効果ガス排出量を遡って変更することは行いません。

表 1-7 燃料のCO₂排出係数算出根拠（参考）

燃料の区分	単位発熱量	炭素排出係数	CO ₂ 排出係数
A 重油	39.1 MJ/L	0.0189 kg-C/MJ	2.71 kg-CO ₂ /L
LPG	50.8 MJ/kg	0.0161 kg-C/MJ	3.00 kg-CO ₂ /kg
灯油	36.7 MJ/L	0.0185 kg-C/MJ	2.49 kg-CO ₂ /L
ガソリン	34.6 MJ/L	0.0183 kg-C/MJ	2.32 kg-CO ₂ /L
軽油	37.7 MJ/L	0.0187 kg-C/MJ	2.58 kg-CO ₂ /L

出典「マニュアル」

※ CO₂排出係数は、単位発熱量×炭素排出係数×44÷12により算出し、概数処理を行わないものとします。（上表では便宜的に有効桁数3桁にて表示しています。）

(2) 環境関連用語集

【あ行】

●一酸化二窒素 (N₂O)

常温常圧では無色の気体。麻酔作用があり、笑気とも呼ばれる。二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、クロロフルオロカーボン (CFC) などとともに代表的な温室効果ガスの一つである。

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系一般廃棄物と、会社や商店、学校や各種団体、個人事業等の事業活動によって生じた事業系一般廃棄物に分類され、基本的に自治体が処理する。

●イノベーション

モノ、仕組み、開発などの活動を通して、利用可能なリソースや価値を効果的に組み合わせることで、これまでにない(あるいは従来より大きく改善された)製品・サービスなどの『価値』を創出・提供し、グローバルに生活様式あるいは産業構造に変化をもたらすこと。

●インセンティブ

やる気を起こさせる報酬や刺激、動機づけのこと。

●エコ

エコロジー（生態学）の略。生物とそれを取り巻く環境の相互関係を研究し、生態系の構造と機能を明らかにする学問。生態学。

●エコ通勤

従業員の通勤方法をマイカーから公共交通機関（電車・バス）や自転車、歩行などの環境にやさしい方法に切りかえることについて、事業所全体で考える取り組み。

エコ通勤には、CO₂削減による温暖化防止に加え、従業員の健康増進、コスト削減、企業イメージの向上など、様々なメリットがある。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリングストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となる。

●エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

内外におけるエネルギーをめぐる経済的・社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具についてエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

●エネルギーセキュリティ

政治、経済、社会情勢の変化に過度に左右されずに、国民生活に支障を与えない量を適正な価格で安定的に供給できるように、エネルギーを確保すること。

●エネルギー・ミックス

安全性・経済合理性・環境負荷低減に配慮し、かつ安定的に電気を供給するため、火力、原子力、再生可能エネルギーなど、さまざまな方法を組み合わせて発電すること。

●屋上緑化

建築物の屋上に人工の地盤をつくり、そこに植物を植えて緑化すること。建築物の壁面の緑化も広い意味で「屋上緑化」という場合もある。ヒートアイランド現象の緩和、建物への日射の遮断（省エネルギー効果）、冬季の暖房費や夏季の冷房費の削減、多様な生物空間の確保などの効果がある。

●温室効果ガス

地球温暖化の原因となる温室効果を持つ気体のこと。略称は GHG (Green House Gas)。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素 (N_2O)、代替フロン等 4 ガス [ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF_6)、三フッ化窒素 (NF_3)] の 7 つの温室効果ガスを対象とした措置を規定している。

赤外線を吸収する能力をもち、大気中に存在すると温室効果をもたらすのでこの呼び名がある。温室効果ガスは地表面からの熱をいったん吸収し、熱の一部を地表面に下向きに放射する。日射に加えて、こうした放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

【か行】

●カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせること。

●カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、実現した排出削減量及び森林等の吸収源による除去量とがイコールである状態のこと。

●化石燃料

炭水化合物である石炭、石油、天然ガスなどの太古の動植物を起源とする燃料のこと。現在、世界で使われているエネルギーの 4 分の 3 以上を化石燃料が占めている。化石燃料は資源量に限りがあり、燃やすと二酸化炭素が発生し、地球温暖化や酸性雨の原因になることから、世界規模で化石燃料の使用を制限する動きが強まっている。

●環境教育

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において行われる、環境の保全と創造に関する教育及び学習のこと。

●気候変動

気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因があるが、気候変動枠組条約においては、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものと定義されている。

●気候変動適応計画

2018年6月に成立した気候変動適応計画に基づき同年11月に閣議決定された計画。2015年11月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」の内容を踏まえつつ、気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の基本的方向性（目標、計画期間、関係者の基本的役割、基本戦略、進捗管理等）、気候変動適応に関する分野別施策（「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）、気候変動適応に関する基盤的施策について定めたもの。

●グリーン契約（環境配慮契約）

製品やサービスを調達する際に、環境への負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約。グリーン購入と同様に、グリーン契約は、調達者自身の環境負荷を下げるだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品やサービスの提供を促すことで、経済・社会全体を環境配慮型のものに変えていく可能性を持っている。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

●グリーンリカバリー

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ経済の復興を図るために際し、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済に復興するのではなく、脱炭素で循環型の社会を目指すための投資を行うことで復興しようという経済刺激策。

●吸収源

二酸化炭素などの温室効果ガスを吸収する大気、森林と海洋のこと。

●コーチェネレーション

天然ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

●コンパクトシティ

徒歩による移動性を重視し、様々な機能が比較的小さなエリアに高密に詰まっている都市形態のこと。

コンパクトシティをかたちづくる要素としては、徒歩による移動性の確保、職住近接・建物の混合利用・複合土地利用といった様々な都市機能の混合化、建物の中高層化による都市の高密化、はっきりとした都市の境界や独自性を有すること等が挙げられる。

【さ行】

●再資源化

使用済み品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすること。

●再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス等の永続的に利用可能なエネルギー源によって作られるエネルギーのこと。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物のこと。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

●資源物

環境への負荷を出来る限り少なくするため、循環資源として再利用することができる廃棄物のこと。主にびん、かん、ペットボトル、古紙類、繊維類等、分別収集の対象となるものをいう。

●次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。環境省の「次世代モビリティガイドブック2019」では、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車が挙げられている。

●持続可能

将来にわたって、維持、持続できること。一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動することが大切といわれている。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルが見直され資源を効率的に利用し、できる限りごみを出さず、やむを得ず出るごみは資源として再び利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分することで、環境への負荷を極力低減するシステムを持つ社会のこと。

●小水力発電

一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことにより発電すること。「小水力発電」について厳密な定義はないが、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の対象のように出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

●水素社会

水素を中心としたシステムによりエネルギー賄う社会のこと。水素は燃焼時にCO₂を発生させないこと、水素は化石燃料・再生可能エネルギー等種々のエネルギー源から作れることなどから、将来の持続可能かつエネルギー多様化を可能とするシステムの一つとして水素社会は期待されている。

水素供給システムとしては、「集中型」と「分散型」が提案されているが、発電は燃料電池による分散型が想定される。燃料電池自動車が本格的に普及するためには、ガソリンスタンドに準ずる水素スタンドの普及と安価な水素の製造、貯蔵、全国供給システムの構築が課題となる。

●スマートメーター

通信機能を備えた電力メーター。電力会社と需要者の間をつないで電力使用量などのデータをやり取りしたり、家電製品などと接続してその制御を行うこと等ができるもの。

●生物多様性

様々な生きものがいること。いろいろなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、様々な生きものがいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個性があるという「遺伝子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとしている。

●ゼロエミッショ

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

●ゼロエミッションビークル

走行時に二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しない電気自動車や燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車の総称。

●ゼロカーボンシティ

令和32（2050）年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

【た行】

●太陽光発電

光を受けると電流を発生する半導体素子を利用し、太陽光エネルギーを直接電力に変換するシステム。

●代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、製造が禁止された特定フロン類の代替品として開発された、フロンと同等の性質を持ち、かつオゾン層の破壊能力が低いまたは全くないフロン類似品のこと。しかし、代替フロン類はいずれも温室効果が極めて高く（二酸化炭素の数百～1万倍以上）、HFC類は京都議定書で削減の対象ガスに加えられた。

●脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

●地球温暖化係数

個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、CO₂の効果に対して相対的に表す指標。同一重量にして CH₄ は CO₂ の 28 倍、N₂O は 265 倍、フロン類は数百～数千倍となる。

●地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講すべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。

●地球温暖化対策地方公共団体実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき 2016 年に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」に即して地方公共団体が作成するものとされている計画。大きく分けて「事務事業編」と「区域施策編」から構成される。

事務事業編は、都道府県及び市町村が当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、すべての都道府県及び市町村に策定が義務付けられている。

区域施策編は、都道府県及び中核市がその区域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画であり、すべての都道府県及び中核市に

策定が義務付けられている。また、地球温暖化対策計画において、その他の市町村についても、策定に努めることが求められている。

●蓄電池

1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）のこと。

●地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費すること。

●適応策

気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること。

●電気自動車（EV）

電気を動力源とし電動機（モーター）によって走る自動車のこと。

●電動車

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）のこと。

●トラッキングスキーム

電源種や発電所所在地などの付加的な属性情報を管理・追跡する情報基盤や仕組み。

【な行】

●ナッジ

行動科学の知見（行動インサイト）の活用により、「人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法」のこと。

●二酸化炭素（CO₂）

地球温暖化の最大の原因物質と目されている温室効果ガスで、炭素分を含む物質の燃焼などにより生じる。化石燃料の燃焼、吸収源である森林の減少などにより、大気中濃度が増加している。

●燃料電池

1950年代、米国のアポロ計画でも利用された歴史の長い技術で、補充可能なマイナス反応剤（水素）とプラス反応剤（空気中の酸素等）の化学反応により、継続的に電力や熱を取り出すことができる装置の総称。反応剤を補充し続けることで制限なく放電・放熱を永続的に行うことが可能。熱機関を用いる通常の発電システムと異なり、化学エネルギーから電気エネルギーへの変換途上で熱エネルギーや運動エネルギーという形態を経ないため理論上、発電効率を高くすることができます。

●燃料電池自動車（FCV）

自動車燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

【は行】

●パートナーシップ

市民、事業者、学校、行政等の各主体が、それぞれの責任と役割に基づき相互に連携・協力すること。

●バイオマス

もとは生物の量を意味するが、転じて化石燃料を除いた生物由来の有機エネルギー、資源を指す。例えば、食品残渣（生ごみ）、剪定枝（枝の切りくず）、家畜ふん尿等がこれに当たる。

●排出係数

二酸化炭素排出係数の場合、電気、ガス等の単位量当たりから排出される温室効果ガス排出量のこと。1ヶ月の使用量に二酸化炭素排出係数をかけると、1ヶ月の二酸化炭素排出量が算出できる。

●ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

代替フロンの一種。フロン類の代替物質として1991年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その排出量が大幅に増加している。

●ハイブリッド自動車（HV）

2つ以上の動力源を合わせ、走行状況に応じて動力源を同時または個々に作動させ走行する自動車のこと。一般に、内燃機関（エンジン）とモータを動力源とした自動車を指すことが多い。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

●パリ協定

2015年12月、パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、全ての国が参加する新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択され、翌2016年に発効した。パリ協定では、温室効果ガス排出削減（緩和）の長期目標として、気温上昇を2℃より十分下方に抑える（2℃目標）とともに1.5℃に抑える努力を継続すること、そのためには今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）とすることが盛り込まれた。

●ヒートアイランド現象

人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自動車やエアコンからの人工排熱の増加などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる現象。夏の日中の気温が異常に上昇することで熱射病の患者が出る、夜も気温が下がらず熱帯夜になるなどの問題が顕在化している。

●ヒートポンプ

冷媒等を用いて低温部（空気や水等）から高温部に熱を移動させるしくみのことで、冷暖房や給湯等に利用する。化石燃料を燃やして熱を得る従来の熱利用に比べて非常に効率が良く、CO₂の排出も少ないことから、環境への負荷が低いシステムとして期待されている。

●風力発電

風のエネルギーを電気エネルギーに変えるのが風力発電。欧米諸国に比べると導入が遅れているものの、2000年以降導入件数は急激に増え、2016年度末で2,203基、累積設備容量は335.7万kWまで増加している。

●プラグインハイブリッド自動車（PHEV）

外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に二酸化炭素等の温室効果ガスを排出しない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車のこと。

●ブルーカーボン

海洋生態系によって海中に蓄積される炭素のこと。

●フロン類

正式にはクロロフルオロカーボン（CFC）等と称されるフッ素を含む炭化水素で、冷媒、金属洗浄剤、噴霧材等に使われてきた。大気中に放出されるとほとんど分解されず上空の成層圏まで達し、塩素原子を放出して成層圏中のオゾンを破壊するため、ウィーン条約やモントリオール議定書により国際的な枠組で生産規制等が実施されている。

【ま行】

●マルチベネフィット

複数の社会的課題を総合的に解決すること。

●緑のカーテン

日当たりのよい窓や壁をツル性の植物などで覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により、夏季における室内温度を下げる。省エネルギー、ヒートアイランド対策、地球温暖化対策等の効果が期待される。

●未利用エネルギー

海や川の水温は、夏も冬もあまり変化がなく、外気との温度差がある。また、工場や変電所等から排出される熱もエネルギー（熱源）として利用できる。そのような今まで利用されていなかったエネルギーを「未利用エネルギー」と言う。これらのエネルギーはヒートポンプや熱交換器を使って、冷暖房等に利用できる。

●メタン（CH₄）

二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガス。湿地や水田から、あるいは家畜及び天然ガスの生産やバイオマス燃焼などにより生じる。

【や行】

●溶融スラグ

焼却灰を溶融炉によって高温溶融した後、冷却化された固形物のこと。道路の路盤材、コンクリート2次製品（U字溝等）、アスファルト合材等に再利用される。

【ら行】

●ライフサイクル

製品の原料採取から廃棄に至るまでの製品の一生のこと。

●ライトシェルフ

主にビルや各種施設等で採光条件を変化させる羽板（ルーバー）の総称。通常窓部分に取り付ける。太陽光直射を遮蔽しつつ、反射光を室内に取り入れて、拡散光を室内側に導入する。照明エネルギーと日射遮蔽による冷房負荷を低減するため、省エネルギーに有効である。

●レジリエント

自然災害等の突発的なショックや社会問題等の慢性的なストレスによる影響を最小限にとどめ、適応し、発展する能力があること。

【英数字】

●3R（スリーアール）

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった略称。

●AI

Artificial Intelligence（人工知能）の略で、これまで人間にしかできなかつた知的な行為を、人工的に作られた知能で可能にする技術のこと。

●APP（クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ）

2005年7月にアジア太平洋を中心に、クリーンで効率的な技術の開発・普及・移転を通じ、増大するエネルギー需要、エネルギー安全保障、気候変動問題などに対処するために設立された。参加国は、米国、カナダ、オーストラリア、中国、インド、日本、韓国の6カ国。参加国間のボランタリーな官民パートナーシップを基本とし、気候変動枠組条約に整合的であり、また京都議定書を代替するものではなく、これを補完するものである。

●BCP

Business Continuity Plan（事業継続計画）の略。事業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

●BEMS

Building and Energy Management System（ビル・エネルギー管理システム）の略。業務用ビルや工場等の建物全体のエネルギー利用状況を一元的に監視し、制御するシステムのことをいう。建物全体のエネルギー消費状況をモニタリングし、最適な運転計画を立案できるため、消費量の低減に役立つと期待されている。

●CDM

Clean Development Mechanismの略。京都議定書による京都メカニズムの一種類（第12条）。議定書の削減約束を達成するに当たって、先進国が、途上国において排出削減・植林事業を行い、その結果生じた削減量・吸収量を「認証された排出削減量（クレジット）」として事業に貢

献した先進国等が獲得できる制度。途上国にとっては投資と技術移転がなされるメリットがある。

●COP

Conference of the Parties の略。1997 年の京都会議（COP3）以降、気候変動枠組条約締結国会議のことを一般的には指すことが多くなった。

COP は条約の最高機関であり、気候変動枠組条約締約国会議は毎年行なわれる。

●COOL CHOICE

2030 年度の温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26% 削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。2015 年 7 月 1 日より開始された。糸満市では 2020 年 5 月 14 日に賛同している。



COOL CHOICE のロゴマーク

●CSR

Corporate Social Responsibility の略。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

●E-KIZUNA Project

持続可能な低炭素社会の実現に向け、市民、事業者、行政等の連携により、①充電セーフティネットの構築、②需要創出とインセンティブの付与、③地域密着型の啓発活動を基本方針に、電気自動車普及拡大の課題解決に取り組むプロジェクト。

●ESCO 事業

Energy Service Company の略。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態をとることにより、自治体の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。

●ESD

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略で、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

●ESG 投資

従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）も考慮した投資のこと。

●EV

Electric Vehicle（電気自動車）の略。電気自動車を参照。

●DfE

環境配慮設計（Design for Environment）の略。製品のライフスタイル全体の環境負荷を低減させるために、環境に配慮して製品を開発設計することをいう。

● IoT

Internet of Things の略。「様々な物がインターネットにつながること」「インターネットにつながる様々な物」を指している。

● IPCC

Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略。国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）との協力のもとに設置された国際機関で、人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見をとりまとめて評価し、各国政府に助言と勧告を提供することを目的としている。

● ISO

国際標準化機構（International Organization for Standardization）の略。国際標準化機構は、国際的な非政府間機関（民間機関）であり、製品及びサービスの国際貿易を容易にし、知的・科学的・技術的・経済的活動分野における国際間の協力を助長するために、世界的な標準化とその関連活動の発展開発を図ることを目的としている。例えば、環境マネジメントシステムの規格である ISO14001 を制定している。

● ISO14000

国際標準化機構（ISO）が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格（IS）群の総称。

● LCA

ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment）の略。原料の調達から廃棄にいたるまでの製品のライフサイクルにおける、投入資源、環境負荷およびそれらによる地球や生態系への環境影響を定量的に評価する方法。

● PDCA サイクル

事業活動における品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことにより、事業や計画の継続的な改善を図る進行管理のこと。

● PPA

Power Purchase Agreement の略。電気を利用者に売る電気事業者と発電事業者との間で結ぶ「電力販売契約」のこと。

● RE100（アールイーワンハンドレッド）

The Climate Group（国際環境NGO）とCDP（カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）によって運営される企業の自然エネルギー100%を推進する国際ビジネスニアティブ。

企業による自然エネルギー100%宣言を可視化するとともに、自然エネルギーの普及・促進を求めるもので、世界の影響力ある大企業が参加している。

● RACETOZERO（レース・トゥ・ゼロ）

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局が主導する「Climate Ambition Alliance（気候野心同盟）」の国際キャンペーンのこと。2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「1.5度特別報告書」で示された。地球温暖化による気温上昇を1.5度に抑えるため、2050年までに、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標とする国際的な取組である。

●SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っているのが特徴。

2009年に策定された国連ミレニアム開発目標（MDGs）の達成期限である2015年以降の開発目標として、「持続可能な開発」の観点から経済、環境、社会の3つの側面への均衡ある対応、また、気候変動や防災等の新たな課題にも対応するため、2012年6月の国連持続可能な開発会議（リオ+20）で策定が合意された。MDGsは一定の成果を達成した一方で、未達成の課題も残された。また、15年間で国際的な環境の変化も生じ、環境問題や気候変動の深刻化、国内・国際間の格差拡大、民間企業やNGOの役割の拡大など、新たな課題が浮上してきた。これらの課題を受けて、途上国を主な対象としていたMDGsとは異なり、SDGsでは先進国を含む国際社会全体の開発目標として包括的な目標の設定を行い、全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視している。

日本では、2016年5月に内閣にSDGs推進本部を立ち上げ、2016年12月にSDGs実施指針を決定して、取り組みを進めている。

●t-CO₂（二酸化炭素トン）

二酸化炭素(CO₂)の量。メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン類は、地球温暖化への寄与（温室効果の強さ）が異なる。このため、これらの排出量はそれぞれの排出量に「地球温暖化係数」を乗じることで二酸化炭素量として換算され、「t-CO₂eq（二酸化炭素換算トン）」と表記される。ただし、本資料においては、t-CO₂eqを含む温室効果ガスの総量をt-CO₂として表記している。

●ZEB

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

(3) 令和8年度環境省重点施策（抜粋）

地域の防災拠点や避難施設となる公共施設の脱炭素化・レジリエンス強化

【令和8年度予算（案） 2,000百万円（2,000百万円）】
【令和7年度補正予算額 4,000百万円（<一般分>2,000百万円、<エネ特分>2,000百万円）】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。
設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池^{※2}、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3
■補助対象：地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業を地方公共団体と共に申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
■実施期間：令和3年度～

4. 支援対象

○地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
○業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

導入・再エネ設備
・蓄電池
・CGS
・省CO2設備
・熱利用設備 等

重要なライフラインとなるスマホの他、照明等への電源供給を実施。

地域のレジリエンス強化・脱炭素化の取組例

災害時に避難施設として機能を発揮する学校へ太陽光発電設備・蓄電池・高効率照明機器を導入。

公立病院へCGS・地中熱利用設備・高効率空調機器を導入。

お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
(浄化槽について) 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算（案） 7,000百万円（5,020百万円）】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再エネ導入拡大や強靱なエネルギー供給構造の実現につながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

①事前調査・導入計画策定
ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

②設備等導入
従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

<主な要件>
・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
・導入規模の下限、補助上限価格
・施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）
■補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
■実施期間：令和7年度～

4. 事業イメージ

ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ

体育館・アーチ屋根
バスシエルター
出典：積水化学工業株式会社

お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341 資源エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部 農林水産省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算（案） 1,415百万円（1,415百万円）】 環境省

運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないなどが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証とともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

(1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業
車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。
例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

(2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業
重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

(3) 農業機械の電動化促進事業
多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・使途拡大につなげる。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託（1）～（3）、直接補助事業（補助率：1/2）（1）、（2）、
間接補助事業（補助率：2/3）（3）
- 委託先及び
補助対象：地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間：（1）～（2）令和6年度～令和10年度、（3）令和7年度～令和9年度

お問合せ先：環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算（案） 4,000百万円（1,200百万円）】
（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担） 環境省

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

(1) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）
既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設計費・設備費・工事費への補助を行う。

- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理や設備の運用改善を行うこと 等
- 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。また、一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率：1/2～1/3

(2) 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）
過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～

お問合せ先：地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

【令和8年度予算（案） 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】 環境省

業務用建築物のZEB化・省CO₂設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO₂排出に影響する建築物のZEB化や省CO₂設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）
 ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
 ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
 ③業務用建築物ストックの省CO₂改修調査支援事業

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）
 ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
 ②低炭素型材活用新築ZEB支援事業
 ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

(3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）

(4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業）

(5) 省CO₂化と災害・熱中症対策を同時に実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）
 ①業務用施設における省CO₂化・熱中症対策等支援事業
 ②フェーズフリーの省CO₂独立型施設支援事業

(6) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）

3. 事業スキーム

■事業形態
委託先及び
■補助対象
■実施期間 } メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

お問い合わせ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341

**建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、
(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業）**

【令和8年度予算（案） 6,700百万円（3,820百万円）（※3年間で総額3,000百万円の国庫債務負担）】
【令和7年度補正予算額 4,800百万円】 環境省

業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO₂改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO₂設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO₂改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

(1) 新築建築物のZEB普及促進支援事業（経済産業省連携事業）
 (2) 既存建築物のZEB化普及促進支援事業（経済産業省連携事業）
 建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
 ◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。
 ◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。
 •補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 •CLT等の新たな木質部材を用いる事業等
 ◆採択特優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業等
 (3) 業務用建築物ストックの省CO₂改修調査支援事業
 既存建築物ストックの省CO₂改修によるZEBの達成可能性・省CO₂効果についての調査を支援する。
 ◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

■事業形態：間接補助事業（①②/3～1/6（延べ面積に応じて上限3～5億円）③1/2（上限100万円））
 ■補助対象：地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4
 ■実施期間：令和5年度～令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物 事務所等 以外※1	既存建築物 事務所等 以外※2	新築建築物 事務所等 以外	既存建築物 事務所等 等
2,000m ² 未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000m ² 以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 1/4	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用用途を指す。
 ※2「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用用途を指す。
 ※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。（建築用用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象）
 ※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000m²以上、既存の場合2,000m²以上の建築物については民間事業者、団体等は対象外

お問い合わせ先：環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業）



業務用施設に高効率設備等を導入することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業（一部国土交通省連携事業）

1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業

既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業

高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：3,500万円）

3. テナントビルの省CO2改修支援事業

オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。（補助率：1/3、上限：4,000万円）

4. 空き家等における省CO2改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。（補助率：1/3、上限：1,000万円）

◆補助条件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

災害時の活動拠点やクーリングシェルターや利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高効率空調、再エネ設備等の導入支援を行う。（補助率：1/3）

※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 委託先：地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間：令和5年度～令和10年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341
大臣官房 環境保健部企画課 热中症対策室

4. 事業イメージ

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



商用車等の電動化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和7年度補正予算額 30,000百万円】
※3年間で総額 6,000百万円の国庫債務負担

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- ・ 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- ・ また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- ・ このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

4. 事業イメージ

【トラック】補助額：標準の燃費水準車両との差額の2/3相当 等



【タクシー】補助額：車両本体価格の1/4相当 等



【バス】補助額：標準の燃費水準車両との差額の2/3相当 等



【建設機械】補助額：標準の燃費水準機械との差額の2/3 等



【充電設備】補助額：本体価格の1/2 等



※本事業において、上述の車両及び建機と一緒に導入するものに限る

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助額：差額の2/3相当、本体価格の1/4相当等）
- 補助対象：民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間：令和7年度

お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業

【令和8年度予算（案） 630百万円（新規）】
【令和7年度補正予算額 700百万円】 環境省

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域持続型の再エネ導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的に・集中的に実施する。

2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援
 ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
 ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
 ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

(2) 地域共生・地域持続型の再エネ導入支援
 風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業
 ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
 ②地域における中核人材育成研修
 ③地域の実情に応じた官民連携強化

3. 事業スキーム

■ 事業形態： (1) (2) 間接補助事業（定率、上限設定あり）
 ■ 補助・委託先： (1) (2) 民間事業者・団体等（ただし、地方公共団体との共同実施に限る） (2) 地方公共団体
 ■ 実施期間：令和8年度～令和12年度

お問合せ先： (1) (2) 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109 (3) 環境省 大臣官房 地域政策課 電話：03-5521-8328

**地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、
(1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援**

公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

2. 事業内容

(1) 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
 民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

(2) 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
 地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

(3) 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討
 地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■ 事業形態： (1) 間接補助1／2（上限1,000万円）※対象施設により上限1,500万円
 ■ 補助・委託先： (1) 民間事業者・団体等（ただし、地方公共団体との共同実施に限る） (2) 民間事業者・団体等
 ■ 実施期間：令和8年度～令和12年度

お問合せ先： 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素推進交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)

【令和8年度予算(案) 27,018百万円(38,521百万円)】
【令和7年度補正予算額 33,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)や地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)等に基づき、地域主導の脱炭素を推進するため、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、本交付金により、複数年度にわたって継続的かつ包括的に支援することを目的とする。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金[GX]

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

(2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

4. 事業イメージ

2020 → 2025 → 2030 → 2050

地域特性に応じた取組の実施に道筋
2030年度までに実行
①少なくとも100か所の脱炭素先行地域※
②重点対策を全国津々浦々で実施

2050年を待たずに
全国多くの脱炭素ドミニ
脱炭素地域社会を全国で実現

経済・雇用
再エネ・自然資源产地消
地域課題を解決し、
循環経済
快適・利便
断熱・気密向上、公共交通
地域の魅力と質を
向上させる地方創生へ
防災・減災
生産性向上、資源活用
非常時のエネルギー源確保
生息系の保全

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) 交付スキーム>

(a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体

(b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問い合わせ先：環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

①脱炭素先行地域づくり事業	<p>交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること等（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロ達成等）。</p> <p>対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。</p> <p>交付率：原則2/3</p> <p>事業期間：概ね5年程度</p>
②重点対策加速化事業	<p>交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること等（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。</p> <p>対象事業：地域共生・地域裨益型再エネの導入や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。</p> <p>交付率：2/3～1/3、定額</p> <p>事業期間：概ね5年程度</p>
③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 (GX)	<p>交付要件：一定の民間裨益が見込まれること等。</p> <p>対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッド等を構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> <p>交付率：原則2/3</p> <p>事業期間：概ね5年程度</p>